貨物自動車運送約款

令和元年六月四日認可

目　次

第一章　総則（第一条・第二条）
第一章　運送業務
第一節　通則（第三条・第五条）
第二節　引受け（第六条・第十条）
第三節　積込み又は取卸し（第十六条）
第四節　貨物の運送及び引渡し（第十七条・第二十四条）
第五節　指図（第二十五条・第二十六条）
第六節　事故（第二十七条・第二十八条）
第七節　運賃及び料金（第二十九条・第三十条）
第八節　責任（第三十一条・第三十六条）
第九節　連絡運輸（第三十七条・第三十八条）
第十節　責任（第三十九条・第五十七条）
第十一節　附帯業務（第五十八条・第六十条）
第二章　附帯業務（第六十一条・第六十六条）
第三章　附帯業務（第六十一条・第六十六条）

第一章　総　則

（客業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に付帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の責任）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送期間　貨物を受け取った日を含め二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は、切上げます。

三　集配期間　集貨及び配達をする場合にあっては各一日

2　前項の規定により点検をした場合において、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

第二節　引受け

（貨物の種類及び性質の確認）

第六条　当店は、貨物の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類又は性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

3　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類又は性質が申込者の通知したところと異ならないときは、これにより生じた損害の賠償をします。

4　当店が、第二項の規定により点検をしたときは、申込者は、当店に対し、その点検に要した費用を負担していただきます。

第七条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（送り状等）

第八条　荷送人は、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。ただし、個人を事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く第二十二条第二項に規定する場合において荷送人が荷送人であって、当店がその必要がないと認めたときは、この限りでありません。

一　貨物の品名、品質及び重量又は容量並びにその荷造りの種類及び個数

二　集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む）

三　運送の指種別

四　運賃、料金、燃料チャージ、有料道路使用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という）の額その他の支払に関する事項

五　荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

2　荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが出来ます。この場合においては、荷送人は、送り状を交付したものとみなします。

3　荷送人は、当店が第一項の送り状の交付に必要がないと認めた場合は、当店に第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

（高価品及び貴重品）

第九条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、大蔵銀・白金その他の貴金属、インゴッド、インゴッドその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、瑪瑙、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品

二　美術品及び骨董品

三　容器及び荷造りを加えて一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2　前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。

3　この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の拒絶別等不明の場合）

第十条　当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の扱種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかった場合は、荷送人に対し、その事項を明示しなかったことにより、当該貨物を運送します。

（荷造り）

第十一条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、荷造りが十分であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引受けることがあります。

（外装表示）

第十二条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りではありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（動物類の運送）

第十三条　荷送人に対して運送の引き受けをしません。

2　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の場合は、荷送人に対して運送の引き受けをしません。

（危険品について特則）

第十四条　荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物の場合は、荷送人に対して運送の引き受けをしません。

（運送運賃又は利用運送）

第十五条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第三節　積込み及び取卸し

（積込み及び取卸し）

第十六条　貨物の積込み及び取卸しは、当店の責任においてこれを行います。

2　シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の物品は、通常貨物自動車運送事業が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）

第十七条　当店は、送り状に記載され、又は明告された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、送り状に記載され、又は通知された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（運賃等等に対する引渡し）

第十八条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者

二　船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又は代理人

（留置権の行使）

第十九条　当店は、貨物に関して受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。

2　商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わないときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の催告）

第二十条　荷受人を確知することができない場合は、運送人は、荷送人に対し、相当の期間を定め、荷送人に対し、相当の期間を定め、貨物の処分について指図があるべきことを催告することがあります。

（引受不能の貨物の寄託）

第二十一条　当店は、荷送人が、荷受人に対し、相当の期間を定め、荷受人に対し、相当の期間を定め、貨物の受取を催告し、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

（引受不能の貨物の寄託）

第二十一条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は前第二項の場合には、荷送人の費用負担をもって、その貨物を寄託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉荷証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。

4　当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があった場合において、当該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉荷証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の供託）

第二十二条　当店は、荷送人が運知することができない場合又は第二十一条第二項の場合には、その貨物を供託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の競売）

第二十二条　当店は、第二十条の規定により荷送人に対して指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

2　前項の規定により競売をしたときは、その貨物を競売したことの他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十条の催告をしないで競売することがあります。

3　当店は、第二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

4　当店は、第二項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求します。余剰があるときは、これを荷送人に交付します。

（引渡不能の貨物の任意売却）

第二十四条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十条第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであるときは、第二十一条の規定にかかわらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することがあります。

2　前項の規定による売却は、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

第五節　指　図

（貨物の処分指図）

第二十五条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2　荷送人が貨物の引渡しを行う前に到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の処分について荷送人に対し請求をしたときは、当店は、荷送人の権利を害しない限り、その請求を受けたときは、行使することができます。

3　第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）

第二十六条　当店は、運送上の支障が生じるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節　事　故

（事故の際の措置）

第二十七条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分について指図を求めます。

一　貨物の著しい減失、損傷その他の損害を発見したとき。

二　貨物の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。

三　相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。

2　当店は、前項の場合において、指図を待っていとまがないと認めたときは、当店の利益のために、その貨物の処分について指図がないときは、運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

第二十八条　当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するために必要な処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。

2　前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

3　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

第二十九条　当店は、その貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、事故証明書を発行します。

2　当店は、貨物の全部滅失の場合に、その数量、状態又は引渡しの日の時につき証明の請求があったときは、当店が認めたときは、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合には、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

第七節　運賃及び料金

（運賃及び料金）

第三十条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　個人を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十一条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等等を収受します。

2　前項の場合において、運賃、料金等等の額が確定しないときは、その概算額の限度において、運賃、料金等等の額が確定後荷送人に対し、その過不足金を払い戻し、又は追徴します。

3　当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等等を荷受人から受領することを認めることがあります。

（支払期）

第三十二条　当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃等を支払わないときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求します。

（運賃請求権）

第三十三条　当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、当店は、荷送人に対し、その貨物の運賃、料金等を請求しません。

2　当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を収受します。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十四条　当店は、第二十五条及び第二十七条の規定により処分を受けたときは、貨物の処分に応じて、運賃、料金等を収受します。ただし、既に一部の貨物について運賃、料金等を収受しているときは、その割合に応じて、運賃、料金等を収受します。

2　荷送人が運賃、料金等を支払わないときは、当店は、その貨物について運賃、料金等の全部又は一部が滅失したときは、運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、当店は既に運賃、料金等を請求しません。この約款の定の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を収受します。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十五条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　個人を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十一条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等等を収受します。

2　前項の場合において、運賃、料金等等の額が確定しないときは、その概算額の限度において、運賃、料金等等の額が確定後荷送人に対し、その過不足金を払い戻し、又は追徴します。

3　当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等等を荷受人から受領することを認めることがあります。

（支払期）

第三十二条　当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃等を支払わないときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求します。

（運賃請求権）

第三十三条　当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、当店は、荷送人に対し、その貨物の運賃、料金等を請求しません。

2　当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を収受します。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十四条　当店は、第二十五条及び第二十七条の規定により処分を受けたときは、貨物の処分に応じて、運賃、料金等を収受します。ただし、既に一部の貨物について運賃、料金等を収受しているときは、その割合に応じて、運賃、料金等を収受します。

2　荷送人が運賃、料金等を支払わないときは、当店は、その貨物について運賃、料金等の全部又は一部が滅失したときは、運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、当店は既に運賃、料金等を請求しません。この約款の定の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を収受します。

（中止手数料）

第三十五条　当店は、運送の中止の指図による場合には、荷送人が貨物を受取ることを除いて、中止手数料を請求することがあります。

2　当店は、貨物の積込みのみの行われるべきであった日の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

3　前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

一　積合せ貨物の運送にあっては、一運送契約につき五百円

二　貸切貨物の運送にあっては、使用予定車両普通車である場合は一両につき二千五百円、小型車である場合は一両につき一千五百円

第八節　責　任

（責任の始期）

第三十六条　当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（責任と挙証）

第三十七条　当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し、若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任があります。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管、引渡しについて注意怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（コンテナ貨物の責任）

第三十八条　当店は、運送の中止の指図による場合には、荷送人が貨物を受取ることを除いて、中止手数料を請求することがあります。

2　前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

一　積合せ貨物の運送にあっては、一運送契約につき五百円

二　貸切貨物の運送にあっては、使用予定車両普通車である場合は一両につき二千五百円、小型車である場合は一両につき一千五百円

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）

第三十九条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十三条の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負います。

（荷送人の申告等の責任）

第四十条　当店は、貨物の内容を容易に確認又は荷送人の申告により運送受託の可否を決定することが出来ないと認めた場合において、送り状の記載又は荷送人の申告により運送受託を拒絶した場合、貨物の種類又は性質、保管、検収及び検品その他貨物自動車運送事業（以下「貨物自動車運送事業」という。）に関する規定に基づく付帯業務（以下「附帯業務」という。）を行うに当たり